

議 案 参 考 資 料

令和6年3月 定例会

(目 次)

○市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第2号議案関係）	(1)
○大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第2号議案関係）	(2)
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第2号議案関係）	(3)
○大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第2号議案関係）	(4)
○大村市職員定数条例の改正概要（第3号議案関係）	(5)
○大村市職員定数条例（新旧対照表）（第3号議案関係）	(6)
○大村市手数料条例の改正概要（第4号議案関係）	(7)
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第4号議案関係）	(8)
○大村市病院事業の設置等に関する条例の改正概要（第5号議案関係）	(10)
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第5号議案関係）	(11)
○大村市介護保険条例の改正概要（第6号議案関係）	(13)
○大村市介護保険条例（新旧対照表）（第6号議案関係）	(16)
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正概要（第7号議案関係）	(18)
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）（第7号議案関係）	(21)
○大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）（第7号議案関係）	(53)
○大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第3条関係）（第7号議案関係）	(63)
○大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第4条関係）（第7号議案関係）	(69)

○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第5条関係）（第7号議案関係）	（75）
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第8号議案関係）	（78）
○大村市文化基金活用状況（第9号議案関係）	（80）
○大村市文化基金条例（新旧対照表）（第9号議案関係）	（81）
○大村市漁港管理条例（新旧対照表）（第1条関係）（第10号議案関係）	（82）
○大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第10号議案関係）	（83）
○大村市水道事業給水条例（新旧対照表）（第11号議案関係）	（84）
○小学校教師用指導書の概要等（第12号議案関係）	（85）
○市有地の除草作業による自動車破損事故について（報告第1号関係）	（87）
○商業施設駐車場における自動車破損事故について（報告第2号関係）	（89）

市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があつた場合において、地方自治法第243条の2の8第1項の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があつた場合において、地方自治法第243条の2の2第1項の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
--	--

大村市職員定数条例の改正概要（第3号議案関係）

1 改正の理由及び内容

職員のワーク・ライフ・バランスの推進等に伴い、以下の部局の定数（上限）を増加し、弾力的かつ柔軟性を持った組織づくりを図る（市全体の定数：716人→757人）。

	改正前	改正後	増減		
			合計	内訳	
				育児休業の取得促進等	業務拡大・新規事業
市長部局	527人	562人	+35人	+24人	+11人
上下水道局	62人	64人	+2人	+2人	
ポーターレース企業局	35人	36人	+1人	+1人	
議会事務局	9人	9人	±0人		
選挙管理委員会事務局	5人	5人	±0人		
農業委員会事務局	6人	6人	±0人		
監査委員事務局	5人	5人	±0人		
教育委員会事務局	67人	70人	+3人	+3人	
合計	716人	757人	+41人	+30人	+11人

【主な業務拡大・新規事業】

- 子育て支援施策
- 都市計画道路の整備
- 公園施設等の再整備の推進 など

2 施行期日

令和6年4月1日

大村市職員定数条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりする。 (1) 市長の事務部局の職員 527人 (2) 上下水道局の職員 62人 (3) ボートレース企業局の職員 35人 (4) 議会事務部局の職員 9人 (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 (7) 監査委員会の事務部局の職員 5人 (8) 教育委員会の事務部局の職員 67人 (9) 計 716人</p>	<p>(職員の数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりする。 (1) 市長の事務部局の職員 562人 (2) 上下水道局の職員 64人 (3) ボートレース企業局の職員 36人 (4) 議会事務部局の職員 9人 (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 (7) 監査委員会の事務部局の職員 5人 (8) 教育委員会の事務部局の職員 70人 (9) 計 757人</p>

大村市手数料条例の改正概要（第4号議案関係）

1 改正の理由

戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務が生じることにより、以下のとおり改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 以下の事項に係る手数料を新設する。手数料の金額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める当該事項に係る手数料の金額と同額とする。

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円
届書等情報（戸籍の届書等の画像情報）の内容の証明書の交付	1通につき 350円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件につき 350円

※上記手数料を徴収しない場合

マイナポータルを利用して請求を受けた戸（除）籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」という。）の発行及び識別符号の請求と同時に当該戸（除）籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸（除）籍証明書の請求を受けた場合については、手数料を徴収しない。

※識別符号の利用例

オンライン上で行政手続の申請をする際に、申請者は識別符号を提示し、申請先の行政機関が識別符号を利用して戸（除）籍の電子証明書を確認することにより、戸（除）籍証明書の添付を省略することができる。

(2) 所要の条文整理を行う。

3 施行期日

令和6年3月1日

大村市手数料条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）			
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
略		略	
戸籍証明書の交付	1通につき 450円	戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書類の交付	1通につき 750円
略		略	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1通につき 450円	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1通につき 450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同	1件につき 400円		

改正後	改正前
<p>一の事項を証明する場合除く。）</p>	
<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行(電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子情報処理組織が使用する情報により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書の提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者(同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書)の請求を行う場合(当該発行を除く。)</p>	
<p>戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出若しくは申請の受理、届書その他の受理書類に記載した事項又は届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の受理書類に記載した事項の証明書の交付</p>
<p>戸籍法に基づき届書その他の受理書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>戸籍法に基づき届書その他の受理書類の閲覧</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>1件につき 700円</p>	
<p>1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p>	<p>1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p>
<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>書類1件につき 350円</p>

大村市病院事業の設置等に関する条例の改正概要（第5号議案関係）

1 改正の理由

市立大村市民病院の紹介受診重点医療機関の指定に伴い、利用料金について以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 初診に係る利用料金の改定及び再診に係る利用料金の新設（第8条第2項第3号及び第4号関係）

改正前		改正後	
初診 (平日診療時間内)	3,000円(税抜) の範囲内で指定管理者 が市長の承認を得て定 める額	初診(※1)	7,000円(歯科医 師である保険医によ る初診を受けた者に あつては、5,000 円)(税抜)の範囲内 で指定管理者が市長 の承認を得て定める 額
		再診(※2)	3,000円(歯科医 師である保険医によ る再診を受けた者に あつては、1,900 円)(税抜)の範囲内 で指定管理者が市長 の承認を得て定める 額

(2) 時間外の診察に係る利用料金の改定（第8条第2項第5号関係）

改正前		改正後	
時間外の診察	5,000円(税抜) の範囲内で指定管理 者が市長の承認を得 て定める額	時間外の診察 (※3)	7,000円(税抜) の範囲内で指定管理 者が市長の承認を得 て定める額

- ※1 他の医療機関等からの文書による紹介によらずに受けた初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合又は正当な理由がある場合に受けた初診を除く。）
- ※2 他の医療機関等を紹介する旨の申出に応じずに受けた再診（緊急その他やむを得ない事情がある場合又は正当な理由がある場合に受けた再診を除く。）
- ※3 比較的軽症の患者等が平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで及び休診日に受けた診察（初診若しくは再診に該当する診察又は緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた診察を除く。）

3 施行期日

令和6年7月1日

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 市立大村市民病院を利用する者は、指定管理者に対し、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他の病院又は診療所からの文書による紹介によらず初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合又は正当な理由がある場合に受けた初診を除く。以下この号及び第5号において同じ。）を受けた者については、7,000円（歯科医師である保険医（健康保険法第64条に規定する保険医をいう。次号において同じ。）による初診を受けた者については、5,000円）の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 他の病院又は診療所を紹介する旨の申出に心はず再診（緊急その他やむを得ない事情がある場合又は正当な理由がある場合に受けた再診を除く。以下この号及び次号において同じ。）を受けた者については、3,000円（歯科医師である保険医による再診を受けた者については、1,900円）の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(5) 休診日（規則で定める休診日をいう。以下この号において同じ。）を除く日における診療時間（規則で定める診療時間をいう。）以外の時間又は休診日における診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた診療を除く。）を受けた者については、7,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(6) 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 市立大村市民病院を利用する者は、指定管理者に対し、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 休診日（規則で定める休診日をいう。以下同じ。）を除く日（以下「平日」という。）における診療時間（規則で定める診療時間をいう。以下同じ。）において、他の病院又は診療所からの文書による紹介によらず初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。）を受けた者については、3,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(4) 平日における診療時間以外の時間又は休診日における診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた診療を除く。）を受けた者については、5,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>(5) 略</p>

<p>改正前</p>	<p>(6) 略 (7) 略 (8) 略 3～5 略</p>
<p>改正後</p>	<p>(7) 略 (8) 略 (9) 略 3～5 略</p>

大村市介護保険条例の改正概要（第6号議案関係）

1 改正の理由

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者をいう。以下同じ。）の保険料額は、介護保険法施行令（以下「令」という。）で定める基準に従い条例で定めている。

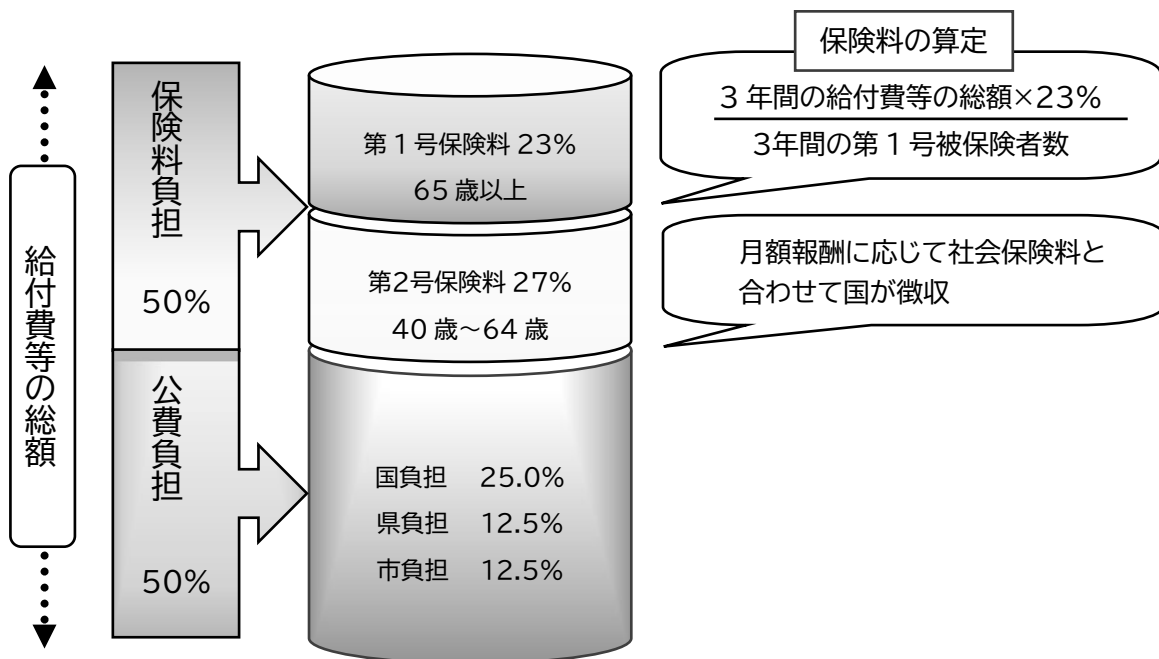
また、公費により所得の少ない者の保険料額を減額賦課する場合の減額賦課に係る保険料額は、令で定める基準に従い条例で定めている。

今回、令が改正されたことに伴い、以下のとおり条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 第1号被保険者の標準段階について、現行の9区分から13区分に多段階化し、第1段階から第3段階までに係る保険料額を引き下げるとともに、新設する第10段階から第13段階までに係る保険料額を現行の9段階の保険料額と比べて高く設定する。
- (2) 所得の少ない者に係る公費による減額賦課に係る保険料額を引き下げる。

3 介護保険の仕組み



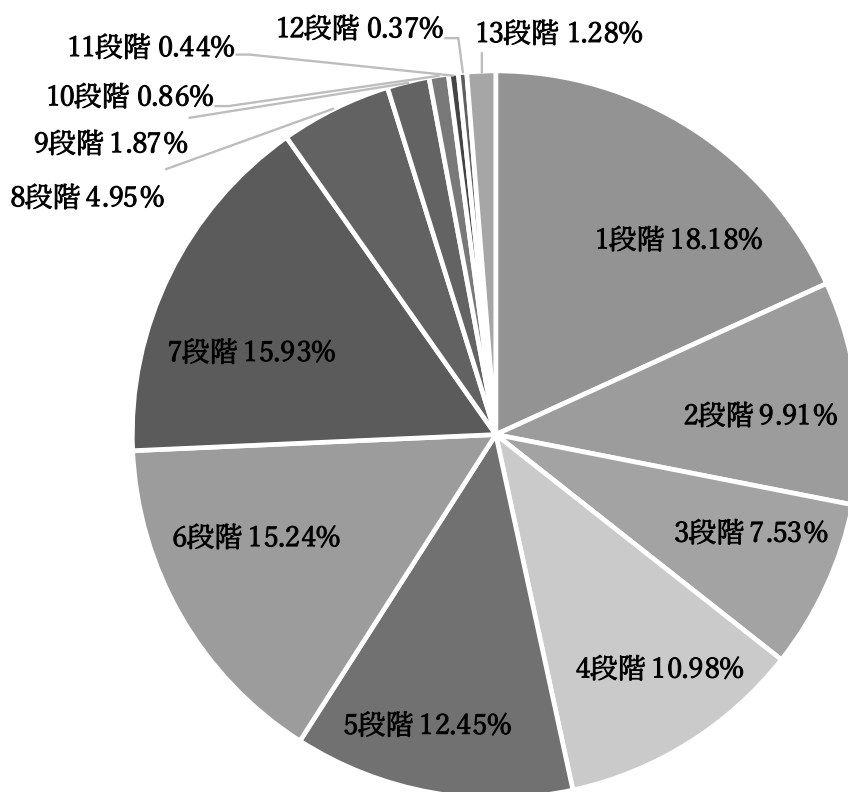
4 所得段階別保険料の比較

所得段階	対象者の要件	保険料率		保険料年額（月額） （基準額×保険料率）		
		第8期 （改正前）	第9期 （改正後）	第8期 （改正前）	第9期 （改正後）	差額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	0.5	0.455	34,800円 (2,900円)	31,670円 (2,639円)	▲3,130円 (▲261円)
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	0.75	0.685	52,200円 (4,350円)	47,680円 (3,973円)	▲4,520円 (▲377円)
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	0.75	0.69	52,200円 (4,350円)	48,030円 (4,002円)	▲4,170円 (▲348円)
第4段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税かつ前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	0.9	0.9	62,640円 (5,220円)	62,640円 (5,220円)	—
第5段階	●世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の方	1.0 (基準額)	1.0 (基準額)	69,600円 (5,800円)	69,600円 (5,800円)	—
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	1.2	83,520円 (6,960円)	83,520円 (6,960円)	—
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	1.3	90,480円 (7,540円)	90,480円 (7,540円)	—
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	1.5	104,400円 (8,700円)	104,400円 (8,700円)	—
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 （第8期は、320万円以上の方）	1.7	1.7	118,320円 (9,860円)	118,320円 (9,860円)	—
第10段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	—	1.9	—	132,240円 (11,020円)	13,920円 (1,160円)
第11段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	—	2.1	—	146,160円 (12,180円)	27,840円 (2,320円)
第12段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	—	2.3	—	160,080円 (13,340円)	41,760円 (3,480円)
第13段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	—	2.4	—	167,040円 (13,920円)	48,720円 (4,060円)

※第9期の第10段階から第13段階までの差額は、第8期の第9段階との差額

※第9期の保険料の月額、保険料年額を12で除して1円未満の端数が生じる場合にあっては、端数を切り捨てた額を記載（月額の合計が保険料年額と同額となるよう調整して徴収）

5 本市の所得段階別被保険者数の割合（令和6年度見込み）



6 保険料の軽減措置の内容

所得段階	対象者の要件	軽減前		軽減後	
		保険料率	保険料年額 (月額)	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方 	0.455	31,670円 (2,639円)	0.285	19,840円 (1,653円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方 	0.685	47,680円 (3,973円)	0.485	33,760円 (2,813円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の方 	0.69	48,030円 (4,002円)	0.685	47,680円 (3,973円)

※保険料の月額は、保険料年額を12で除して生じる1円未満の端数を切り捨てた額を記載
(月額の合計が保険料年額と同額となるよう調整して徴収)

7 施行期日

令和6年4月1日

大村市介護保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 31,670円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,680円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 48,030円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 132,240円</p> <p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 146,160円</p> <p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 160,080円</p> <p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 167,040円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、19,840円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、33,760円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、47,680円とする。</p>	<p>(保険料)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、20,880円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,800円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、48,720円とする。</p>

改正後	改正前
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該第1号被保険者の前月まで月割により算定した当該第1号被保険料の額と当該該当するに至った日の属する月の属する保険料の額と当該第1号から第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該第1号被保険者の前月まで月割により算定した当該第1号被保険料の額と当該該当するに至った日の属する月の属する保険料の額と当該第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 略</p>

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正概要（第7号議案関係）

1 改正の理由

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び居宅介護支援の指定基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、又は当該基準を標準とし、若しくは参酌し、それぞれ個別の条例で定めている。また、介護予防・日常生活支援総合事業の指定基準は、厚生労働省令で定める基準に準じて、条例で定めている。当該省令が改正されたことに伴い、以下のとおり条例の改正を行うものである。

※改正する条例

- (1) 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例
- (3) 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例
- (4) 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例

2 主な改正の内容

○全サービス共通

重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付け（1年の経過措置期間あり）

事業所内において書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

○各サービス

(1) 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け

② 夜間対応型訪問介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け

③ 地域密着型通所介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け

④ 認知症対応型通所介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け

⑤ 小規模多機能型居宅介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け（1年の経過措置期間あり）
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）

⑥ 認知症対応型共同生活介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・協力医療機関を定める際に条例で定める要件を満たすことを努力義務とする等の協力医療機関との連携体制の構築
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・協力医療機関を定める際に条例で定める要件を満たすことを努力義務とする等の協力医療機関との連携体制の構築
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）
- ・生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・協力医療機関を定める際に条例で定める要件を満たすことを義務付ける等の協力医療機関との連携体制の構築（3年の経過措置期間あり）
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）
- ・緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け
- ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け（1年の経過措置期間あり）
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）
- ・サービス内容の明確化

(2) 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例

① 介護予防認知症対応型通所介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け（1年の経過措置期間あり）
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・協力医療機関を定める際に条例で定める要件を満たすことを努力義務とする等の協力医療機関との連携体制の構築
- ・新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け（3年の経過措置期間あり）

(3) 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例

- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け
- ・介護予防支援の円滑な実施
- ・指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施

(4) 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

- ・管理者の兼務範囲の見直し
- ・身体的拘束等の原則禁止と行う場合の記録の義務付け
- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し
- ・公正中立性の確保のための取組の見直し
- ・指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施

(5) 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例

① 生きがい対応型訪問サービス

- ・管理者の兼務範囲の見直し

② 軽度生活支援員派遣サービス

- ・管理者の兼務範囲の見直し

③ 生きがい対応型通所サービス

- ・管理者の兼務範囲の見直し

④ 高齢者活動支援サービス

- ・管理者の兼務範囲の見直し

3 施行期日

令和6年4月1日（一部の項目については、当該項目に記載のとおり経過措置を設ける。）

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</p> <p>(12) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(管理者) 第8条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護従業者の行う指定期巡回・随時対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 指定期巡回・随時対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(10) 略 (11) 略</p> <p>(掲示) 第35条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ</p>
<p>改正前</p>	<p>(管理者) 第8条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護従業者の行う指定期巡回・随時対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) 略</p> <p>(8) 略 (9) 略</p> <p>(掲示) 第35条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ</p>

改正後	改正前
<p>る重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を 掲示しなければならない。</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を 記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則とし て、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>（記録の整備） 第43条 略</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対 する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内 容等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録</p> <p>(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採 った処置についての記録</p> <p>（訪問介護員等の員数） 第48条 略</p>	<p>る重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定 する事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで きる。</p> <p>（記録の整備） 第43条 略</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対 する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容 等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採 った処置についての記録</p> <p>（訪問介護員等の員数） 第48条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対心型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対心型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対心型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該指定夜間対心型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第49条 指定夜間対心型訪問介護事業者は、指定夜間対心型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対心型訪問介護事業所の管理</p>	<p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対心型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対心型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) 略</p> <p>(11) 指定介護療養型医療施設 (12) 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対心型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該夜間対心型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第49条 指定夜間対心型訪問介護事業者は、指定夜間対心型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対心型訪問介護事業所の管理</p>

<p>改正後</p>	<p>上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に就いている場合とし、日中のオペレーションセンターを實施する場合同様に、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>改正前</p>	<p>上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるとし、日中のオペレーションセンターを實施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>しなげなければならない。</p> <p>(7) 略 (8) 略</p> <p>(記録の整備) 第60条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中</p>	<p>(5) 略 (6) 略</p> <p>(記録の整備) 第60条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 次条において準用する第21条第2項の規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条の規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項の規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(準用) 第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中</p>

改正後	<p>「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
改正前	<p>「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容</p>	<p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の37 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>容等の記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)、若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅</p>	<p>等の記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)、若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅</p>

<p>改正後</p>	<p>サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。</p> <p>(管理者)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとし支えぬ。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなくてはならない。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>改正前</p>	<p>(管理者)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとし支えぬ。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p>第80条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておけるときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>当該指定小規模指定認知症対応型共同生活介護事業業介護職員 模多機能型居所、指定地域密着型特定施設、指定 宅介護事業所地域密着型介護老人福祉施設、指定</p>	<p>第80条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いておけるときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>当該指定小規模指定認知症対応型共同生活介護事業業介護職員 模多機能型居所、指定地域密着型特定施設、指定 宅介護事業所地域密着型介護老人福祉施設、指定</p>

改正後	<p>に中欄に掲げ介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の併設が併設されている場合</p> <p>略</p> <p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）</p>
改正前	<p>に中欄に掲げ介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の併設が併設されている場合</p> <p>略</p> <p>7～13 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の4第5第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第112条第3項、第113条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(8) 略</p>	<p>院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）をいう。次条、第112条第3項、第113条、第194条第2項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

改正後	改正前
<p>(9) 略</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(8) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

改正前	改正後
<p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第126条 略</p>	<p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第126条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>(記録の整備) 第128条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定</p>	<p>(記録の整備) 第128条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定</p>

改正後	改正前
<p>認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第129条 第110条、第111条、第113条、第114条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3条の2第1号及び第3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第3節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17</p>	<p>認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第129条 第110条、第111条、第113条、第114条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3条の2第1号及び第3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17</p>

<p>改正後</p>	<p>と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数) 第131条 略 2～6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略 8～10 略</p> <p>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</p> <p>(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービス等の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p>
<p>改正前</p>	<p>第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数) 第131条 略 2～6 略 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。） (3) 略 8～10 略</p>

改正後	改正前
<p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保 イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 介護機器を複数種類活用していること。 (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</p> <p>(管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設が病院又は診療所の場合、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等) 第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を</p>	<p>(管理者) 第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設が病院又は診療所の場合、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等) 第148条 略</p>

改正後	改正前
<p>満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>(記録の整備) 第149条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(記録の整備) 第149条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の整備) 第149条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第7章第4節と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとす</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとす</p>

改正後	改正前
<p>替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数) 第152条 2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するため必要な医薬品及び医療機器を備えること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するためには医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて</p>	<p>る。</p> <p>(従業者の員数) 第152条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するため必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するためには医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するためには医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて</p>

<p>改正後</p> <p>床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めおかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設が病院又は診療所としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時</p>	<p>改正前</p> <p>りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めおかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設が病院又は診療所の場合、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、</p>
--	--

<p>改正後</p>	<p>間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たさず協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協</p>
<p>改正前</p>	<p>その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>	<p>定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第157条第2項の規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(準用) 第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第107条の2第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われている等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第189条 略 2～4 略</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(準用) 第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第107条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われている等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の11第17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第189条 略 2～4 略</p> <p>5 略</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第1条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際には「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項</p>	<p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際には「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項</p>

<p>改正後</p> <p>第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条」において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等) 第193条 略 2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略 8～14 略</p> <p>(管理者) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>改正前</p> <p>5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条」において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等) 第193条 略 2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） (5) 略 8～14 略</p> <p>(管理者) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p>
--	--

<p>改正後</p>	<p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第199条 指指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれていた環境を踏まえて、通いサービ、訪問サービ及び宿泊サービを柔軟に組み合わせることに、当該利用者の居宅において、又はサービの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うものとする。 (2)～(6) 略</p> <p>(7) 指指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略</p> <p>(記録の整備) 第203条 略 2 指指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指</p>
<p>改正前</p>	<p>(指指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第199条 指指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれていた環境を踏まえて、通いサービ、訪問サービ及び宿泊サービを柔軟に組み合わせることに、療養上の管理の下で適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略</p> <p>(記録の整備) 第203条 略 2 指指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指</p>

改正後	改正前
<p>定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護</p>

改正後	<p>従業者」と、第60条の1第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の1第3項及び第4項並びに第60条の1第6項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の1第7項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第60条の1第1項中「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「6月」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
改正前	<p>0条の1第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の1第3項及び第4項並びに第60条の1第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の1第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条第12項とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居室サービスタイプ（法第41条第1項に規定する指定居室サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービスタイプ（法第42条第2項第1項に規定する指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定居室介護支援（法第46条第1項に規定する指定居室介護支援をいう。）、指定介護予防サービスタイプ（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりおのおの効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居室サービスタイプ（法第41条第1項に規定する指定居室サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービスタイプ（法第42条第2項第1項に規定する指定地域密着型サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定居室介護支援（法第46条第1項に規定する指定居室介護支援をいう。）、指定介護予防サービスタイプ（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスタイプをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービスタイプ若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりおのおの効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の</p>

改正後	改正前
<p>改正後</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重</p>	<p>改正前</p> <p>運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>

改正後	改正前
<p>要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第41条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、</p>	<p>(記録の整備) 第41条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

<p>改正後</p> <p>その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</p> <p>(12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等) 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1097 1364 2049"> <tr> <td>当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等</td> <td>当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等</td> <td>当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td> <td>介護職員</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>7～13 略</p>	当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員	<p>改正前</p> <p>(10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等) 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1013 123 1364 1052"> <tr> <td>当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等</td> <td>当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法等のいずれも昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病</td> <td>当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</td> <td>介護職員</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>7～13 略</p>	当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法等のいずれも昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員						
当該指定介護指 定小規模多 機能型居宅 介護事業所 に掲げる施 設等	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法等のいずれも昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病	当該指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員						

<p>改正後</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条令第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条令第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条令第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>
---	--

<p>改正後</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</p> <p>第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第65条 略</p>	<p>改正前</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(記録の整備) 第65条 略</p>
---	--

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若</p>

<p>改正後</p>	<p>しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等) 第84条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届けなければならない。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
<p>改正前</p>	<p>しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等) 第84条 略</p>

改正後	改正前
<p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができないように努めなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>(記録の整備) 第86条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備) 第86条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

<p>改正後</p>	<p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「第3号中「介護事業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条及び第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護事業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

大田市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たるとともに1以上の員数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たるとともに必要数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならず、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならず、ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たるとともに必要数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならず、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者等は複数のものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならぬ。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 略</p>

改正後	改正前
<p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するように措置させること。</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代える</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するように措置させること。</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲</p>

改正後	改正前
<p>ことができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略</p> <p>エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 略</p> <p>(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は</p>	<p>示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略</p> <p>エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 略</p> <p>(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者と面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）において、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</p> <p>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>a 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行う</p>	<p>(3)～(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。</p>

改正後	改正前
<p>ことができること。</p> <p>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けけること。</p> <p>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者と面接をする月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防所リハビリテーション事業所（指定介護予防所リハビリテーション事業所等基準第117条第1項に規定する指定介護予防所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接ができ、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ 略</p> <p>(17)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</p>	<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防所リハビリテーション事業所（指定介護予防所リハビリテーション事業所等基準第117条第1項に規定する指定介護予防所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接をするように努めるとともに、当該面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(17)～(28) 略</p>

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の2第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報等の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者) 第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(従業者の員数) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者) 第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数回の指定居宅サービス事業者等を紹介すること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のおよび指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p>
<p>改正前</p>	<p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のおよび指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p>

改正後	改正前
<p>4 略</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p>9 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</p> <p>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について</p>	<p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>て主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>a 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(16)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>(16)～(28) 略</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の2第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>

<p>改正後</p>	<p>(記録の整備) 第32条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>改正前</p>	<p>(記録の整備) 第32条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 第19条の規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第29条第2項の規定する苦情の内容等の記録 (5) 第30条第2項の規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 市は、総合事業として次の事業を行う。</p> <p>(1) 生きがい対応型訪問サービス 身体介護及び生活援助を行う訪問サービスをいう。</p> <p>(2) 軽度生活支援員派遣サービス 生活援助を行う訪問サービスをいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生きがい対応型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第3条 市は、総合事業として次の事業を行う。</p> <p>(1) 生きがい対応型訪問サービス 身体介護及び家事援助を行う訪問サービスをいう。</p> <p>(2) 軽度生活支援員派遣サービス 家事援助を行う訪問サービスをいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生きがい対応型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(揭示)</p> <p>第28条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該生きがい対応型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>(揭示)</p> <p>第28条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該生きがい対応型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備) 第36条 略</p> <p>2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第21条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第38条 軽度生活支援員派遣サービス事業者は、軽度生活支援員派遣サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、軽度生活支援員派遣サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該軽度生活支援員派遣サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第43条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、生きがい対応型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備) 第36条 略</p> <p>2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第21条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第32条に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第34条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第38条 軽度生活支援員派遣サービス事業者は、軽度生活支援員派遣サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、軽度生活支援員派遣サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該軽度生活支援員派遣サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第43条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、生きがい対応型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p>

<p>改正後</p>	<p>第51条 略</p> <p>2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービス事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第54条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>(3) 第54条において準用する第21条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第54条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第56条 高齢者活動支援サービス事業者は、高齢者活動支援サービス事業ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、高齢者活動支援サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該高齢者活動支援サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>第51条 略</p> <p>2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービス事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第54条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>(3) 第54条において準用する第21条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第54条において準用する第32条に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第56条 高齢者活動支援サービス事業者は、高齢者活動支援サービス事業ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、高齢者活動支援サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該高齢者活動支援サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用申込者の重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する</p>	<p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用申込者の重要な事項を掲示しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも</p>

<p>改正後</p> <p>方法</p> <p>3～6 略</p>	
<p>改正前</p>	<p>って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方 法</p> <p>3～6 略</p>

大村市文化基金活用状況

(単位：円)

	H15～17年度	H18～20年度	H21～23年度	H24～26年度	H27～29年度	H30年度	R1年度	R2年度
寄附額	3,470,000	1,010,000	170,000	0	0	0	0	0
基金利子額(益金)	229,437	495,941	693,514	242,769	425,309	11,372	4,235	27,737
基金取崩額	5,474,523	7,636,852	9,509,454	9,166,753	9,860,110	2,624,848	2,842,578	578,263
取崩後基金残額	77,352,100	70,725,248	61,385,794	52,219,041	42,358,931	39,734,083	36,891,505	36,313,242
基金取崩累計額	5,474,523	13,111,375	22,620,829	84,965,987	114,627,519	44,272,540	47,115,118	47,693,381
基金活用総額 主な文化基金活用品目								
・舞台芸術祭開催補助事業	5,703,960	8,132,793	10,202,968	9,409,522	10,285,419	2,636,220	2,846,813	606,000
・文化創造自主事業								
・文化財保存事業								
・民俗芸能保存事業								
・文化活動遠征費補助事業								

	R3年度	R4年度	R5年度(見込)	R6年度(見込)	R7年度(見込)	R8年度(見込)	合計(見込)
寄附額	0	0	0	0	0	0	37,603,799
基金利子額(益金)	25,965	21,787	20,827	15,000	15,000	15,000	28,182,475
基金取崩額	1,600,435	1,056,523	3,358,173	5,497,000	5,497,000	5,497,000	70,199,512
取崩後基金残額	34,712,807	33,656,284	30,298,111	24,801,111	19,304,111	13,807,111	13,807,111
基金取崩累計額	49,293,816	50,350,339	53,708,512	59,205,512	64,702,512	70,199,512	70,199,512
基金活用総額 主な文化基金活用品目							
・舞台芸術祭開催補助事業	1,626,400	1,078,310	3,379,000	5,512,000	5,512,000	5,512,000	5,512,000
・文化創造自主事業							
・文化財保存事業							
・民俗芸能保存事業							
・文化活動遠征費補助事業							
・文化活動奨励費							

大村市文化基金条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 市長は、平成15年4月1日から令和9年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、75,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 市長は、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、65,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。</p>
---	---

大村市漁港管理条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監督処分) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>(罰則) 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1)～(5) 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監督処分) 第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>(罰則) 第22条 次の各号の一に該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1)～(5) 略</p>

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (1)～(21) 略 (22) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第137号に掲げる機能施設に関する行為 (23)～(34) 略</p>	<p>(適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (1)～(21) 略 (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びびロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為 (23)～(34) 略</p>

大村市水道事業給水条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格) 第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格) 第35条の7 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (6) 略</p>

小学校教師用指導書の概要等（第12号議案関係）

1 小学校教師用指導書の概要

(1) 小学校教師用指導書について

小学校教師用指導書（以下「指導書」という。）は、小学校の教師が授業を行うに当たり、指導の目的、授業の時間配分その他授業を進める上での要点等を記載したものである。

令和6年度から小学校で使用する教科書の選定（4年ごとに実施）に伴い、当該教科書に対応した指導書の購入が必要となる。

(2) 購入冊数 726冊（各小学校の冊数は別表のとおり）

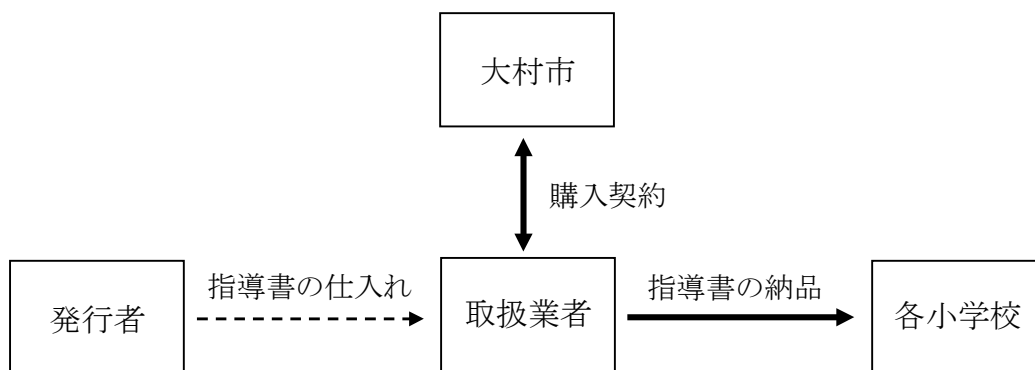
(3) 納入期限 令和6年3月29日（金）

2 随意契約の理由

指導書を取り扱うことができる業者が限られているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものである。

※ 指導書は、教科書の購入の場合と同様に、学校単位で割り当てられた取扱業者から購入することができる。本市の場合は、11校分については長崎県教科書株式会社、4校分については教科書取扱書店（市内1か所）が取扱業者となる。

<購入の流れ>



3 見積結果

見積執行日	令和6年1月26日（金）			
決定金額（税抜き）	23,395,700円			
No.	業者名	第1回金額（円）	第2回金額（円）	摘要
1	長崎県教科書株式会社	23,395,700		

決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約金額となる。

別表

	国 語	書 写	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	保 健	英 語	道 徳	冊 数
三浦小	13	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	57
鈴田小	13	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	57
三城小	24	6	5	7	8	1	6	3	2	2	4	6	74
大村小	26	6	5	7	8	1	6	3	2	2	4	6	76
東大村小	12	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	56
竹松小	37	6	5	7	10	1	6	3	2	2	7	6	92
萱瀬小	12	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	56
福重小	21	6	5	7	5	1	6	3	2	2	3	6	67
黒木小	12	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	56
松原小	13	6	5	7	4	1	6	3	2	2	2	6	57
旭が丘小	27	6	5	7	8	1	6	3	2	2	5	6	78
11校合計	210	66	55	77	63	11	66	33	22	22	35	66	726

※ 西大村小学校、中央小学校、放虎原小学校及び富の原小学校の4校分については、市内の教科書取扱書店から購入する。

市有地の除草作業による自動車破損事故について（報告第1号関係）

1 経緯

令和5年12月15日午前9時15分頃、本市財政部会計年度任用職員が市有地で除草作業を行った際、草刈機で小石を跳ね飛ばし、隣接する■■■氏（以下「相手方」という。）の自宅の敷地内に駐車していた相手方所有の軽自動車のリアガラスを破損させた。

2 事故の原因及び処理

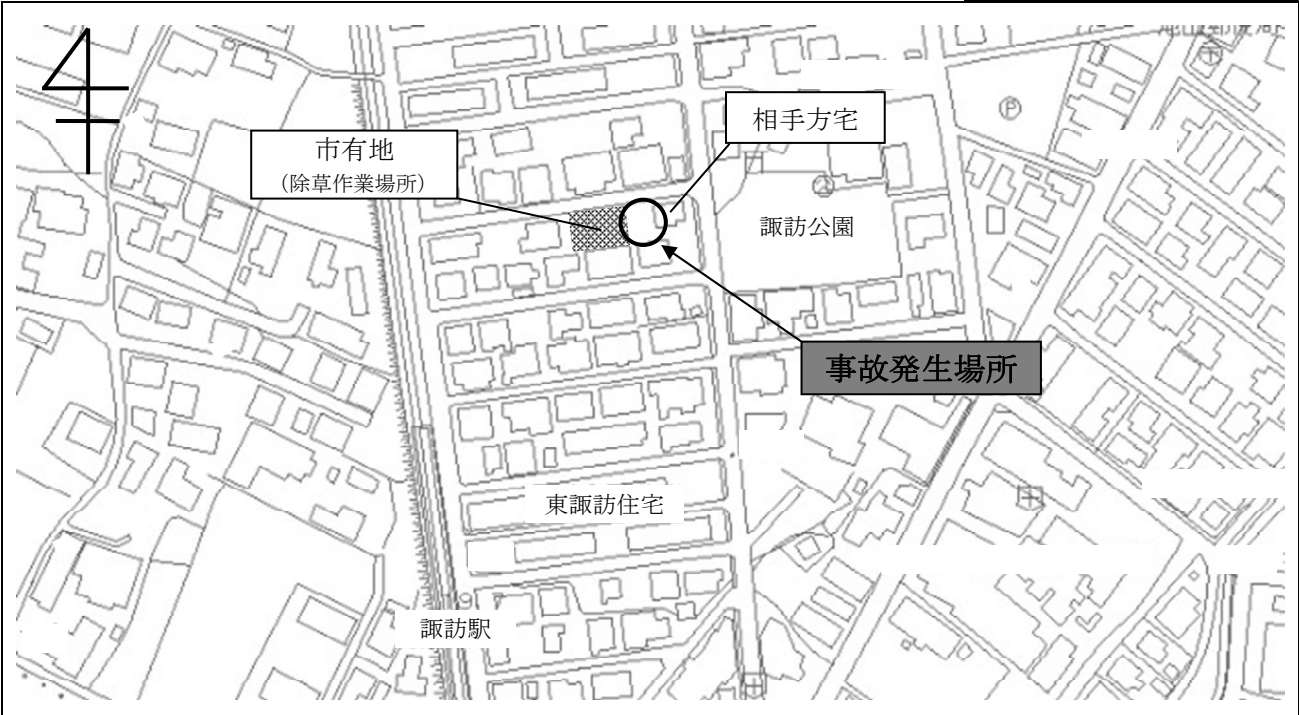
事故の原因は、作業場所から当該軽自動車までの距離が離れていたため、防護板を使用するなど安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

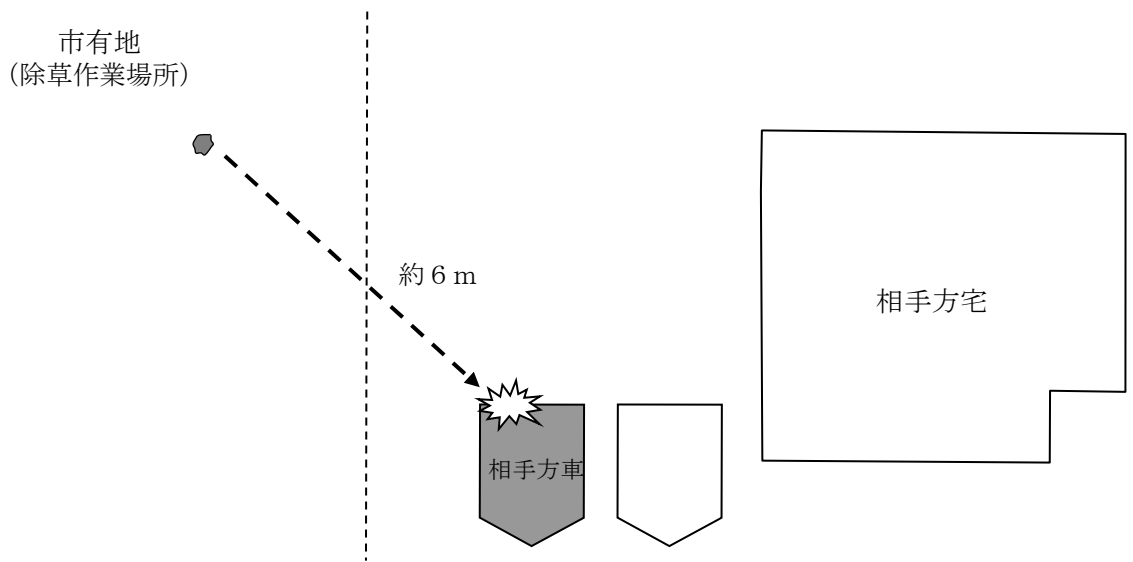
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、周囲の安全を十分に確認し、草刈機を使用する際は、車等との距離にかかわらず、防護板等を使用した上で作業を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

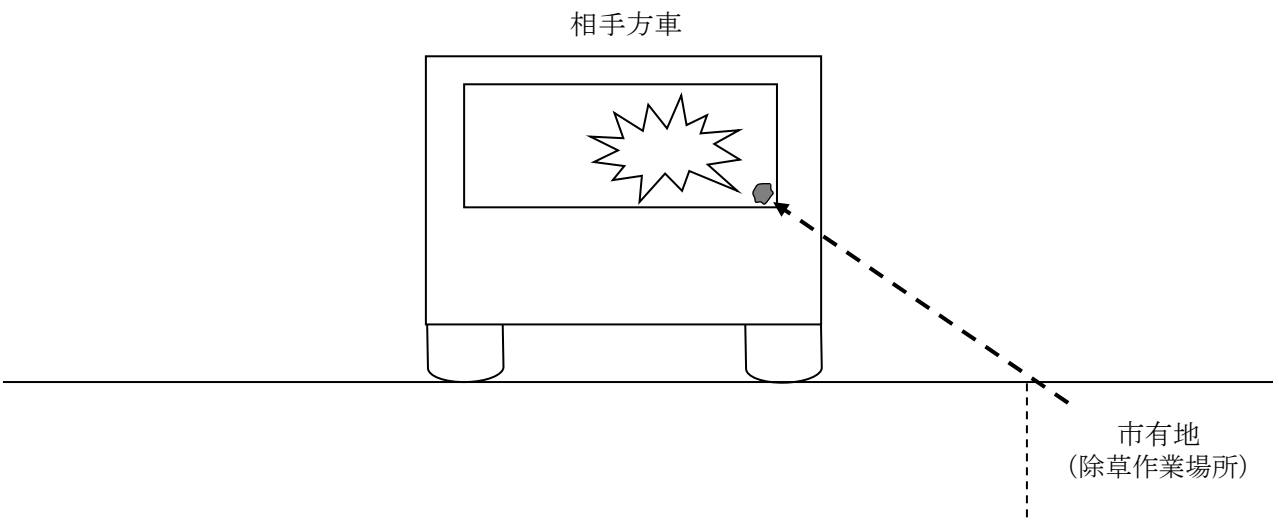
大村市は、相手方に対し、修理費等の全額114,411円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (背面図)



商業施設駐車場における自動車破損事故について（報告第2号関係）

1 経緯

令和6年1月8日午後0時25分頃、消防出初式の応援業務に従事していた本市都市整備部職員が、交通規制区域内の商業施設が駐車場出入口に設置したカラーコーン（当該駐車場出入口に設置された引上げ式ステンレスポール（以下「ポール」という。）が故障し、収納できないことから注意喚起のためにポールに被せていたもの）を撤去したことにより、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車（以下「相手車」という。）が当該商業施設の駐車場に進入しようとして右折した際、ポールに接触し、当該車両の右側面部を破損させた。

2 事故の原因及び処理

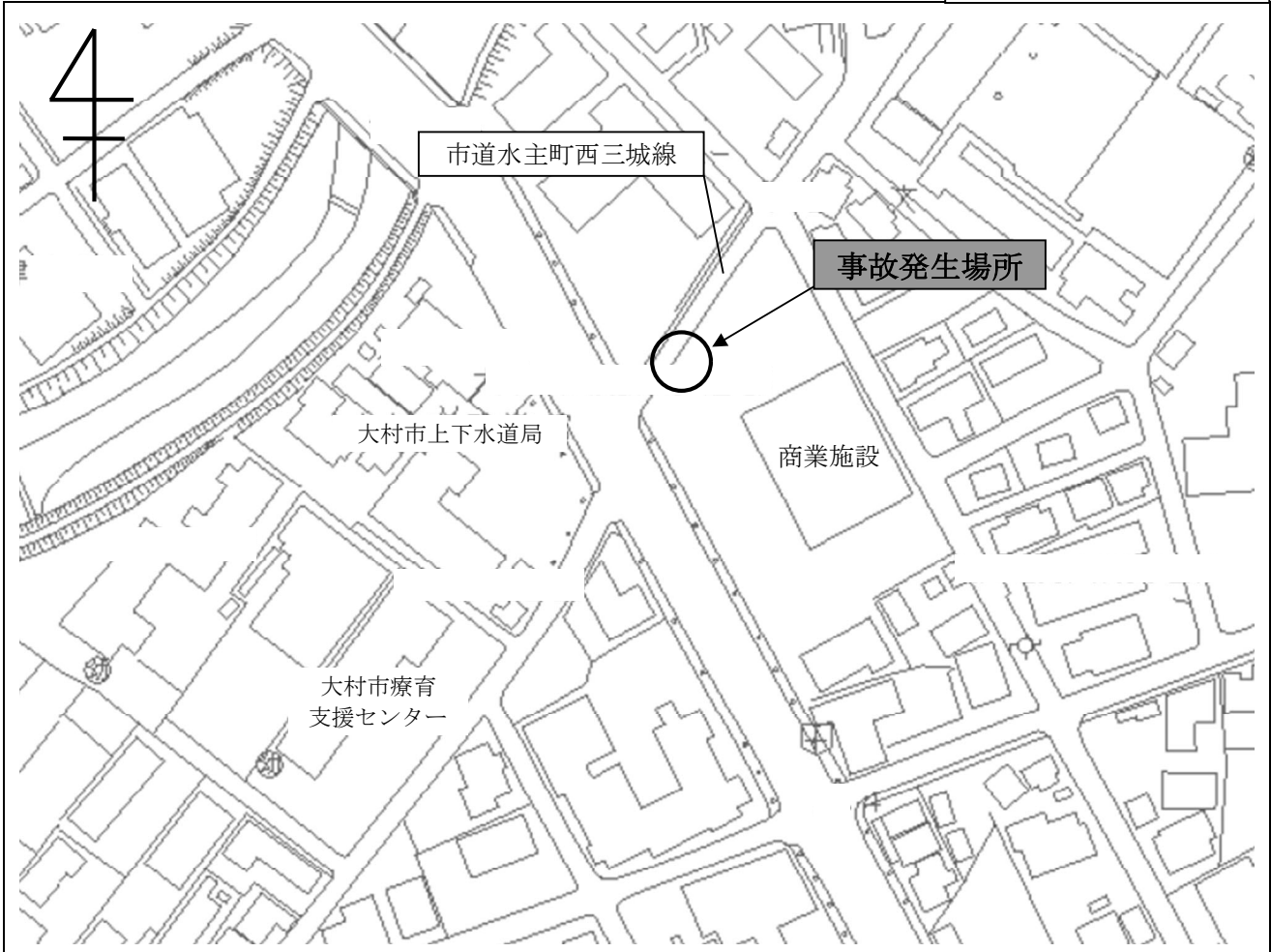
事故の原因は、当該職員が、当該カラーコーンを他の本市職員が設置していたものと誤認し、交通規制の終了に伴い撤去したことにより、相手方がポールに気付かず当該商業施設の駐車場に進入したことによるものである。商業施設及び本市が設置したカラーコーンは、色・形が類似していた。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、今後は、市の行事等において交通規制のために使用する物品には、本市の所有物であることが容易に判別できるよう必要な措置を講ずるとともに、職員に対し、本市の物品以外のものを個人の判断で撤去しないよう周知を徹底する。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額296,291円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

